

議会運営委員会

日 時 令和4年6月14日（火）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

第6号議案 亀岡運動公園競技場第三種公認改修工事請負契約の締結について

2 6月17日の議事等について

(1) 議事日程

第1 一般質問

諸報告《法人経営状況説明書類8件》

第2 報告第1号から報告第3号及び第1号議案から第5号議案（質疑、付託）

第3 第6号議案（提案理由説明、質疑、付託）

(2) 議事日程第2に係る質疑順序

① _____ ② _____ ③ _____

(3) 付託先 別紙付託表（その1）・（その2）のとおり ◎付託表は議場に持参

3 請願について

○受理なし

4 陳情・要望について

(1) 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

<総務文教常任委員会>

(2) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

<総務文教常任委員会>

(3) 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

<総務文教常任委員会>

【裏面に続く】

- (4) 非核・平和施策に関する要望書【別紙No.1】<総務文教常任委員会>
- (5) 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情【別紙No.2】<総務文教常任委員会>

5 その他

- (1) 議会運営委員会の行政視察について
 - 8月8日(月)～9日(火) 兵庫県西脇市議会、岡山県倉敷市議会
- (2) 議会基本条例の検証及び見直しについて
 - 会派の評価、意見の状況【別紙No.3】
 - 今後の日程(予定) 7月 日() : ~
 - 8月 日() : ~
- (3) 委員会等の日程
 - 6月20日(月) 10:00～ 総務文教常任委員会
 - 21日(火) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会
 - 22日(水) 10:00～ 産業建設常任委員会
 - 23日(木) 委員会予備日
 - 24日(金) 13:00～ 議運事前調整(正副議長・正副委員長)
 - 14:00～ 幹事会・議会運営委員会

} 議案審査
- (4) 意見書等提出期限 6月23日(木) 10:00
- (5) 討論通告期限 6月24日(金) 16:00
- (6) 報告事項

令和4年5月31日受理

(郵送)

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

別紙 No.1

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年
の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島、長崎への原爆投下から77年目を迎えました。昨年発効しました核兵器禁止条約の批准国
は現在60ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がりつつあります。しかし、ウ
クライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言
され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動
を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運
策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

< 記 >

1. 核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対して
います。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強
く働きかけて下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆
の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加
の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - ① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していた
だき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - ② 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。市役所（役場）、公民館など公共
施設を無償で提供して下さい。
 - ③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - ④ 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批
准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴え
て下さい。
4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさん
にも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、
貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を
具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとり
くんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書
館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2022年5月25日

原水爆禁止国民平和大行進
京都実行委員会代表



2022年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203 FAX：075-811-321

令和4年6月3日受理
(郵送)

令和4年5月25日

別紙 No.2

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

中国共産党による臓器収奪の即時停止
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所：兵庫県伊丹市北伊丹 1-75

氏名：井田 敏美

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人々から生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

(※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDFファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343eh.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きて人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlHy4

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書（案）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出することです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

- (1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。
- (2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。
- (3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。
- (4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の2点を要請いたします。

(A) すべての人権対話の場やパートナーとの関わりの中で臓器狩りの問題を提起し、非難する。日本国民を臓器移植の目的で中国に渡航させないための必要な行動をとり、移植医療、研究、訓練に関する中国側との協力関係を見直し、臓器移植法の法改正を行う。

(B) 法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害を即時停止し、人権状況を改善するよう中国政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年5月22日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
厚生大臣	〇〇	〇〇	様
国家公安委員長	〇〇	〇〇	様
警察庁長官	〇〇	〇〇	様

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			新清流会：対象外 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	総則	議会の役割	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		第2条 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。		<緑風会>議会への報告、連絡、相談がなっていない。常任委員会での報告が不十分であるため、市民に説明ができない。議員の監視機能が弱体化している。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第2章	議会及び議員の活動原則	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
		(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(4) 市政への市民参加を推進すること。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。 (R3一部改正)		・議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記（R3）	4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。				
		(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		<緑風会>各常任委員会で幅広い市民の声を傾聴するよう努力をすること。常任委員会等の活動をする上で、緊張感と責任ある行動をすること。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の果たすべき役割	<緑風会>各市の現状を鑑み、今後人数の検討をすべき。社会が多様化している中で、幅広い考え方をもちた会派を編成することで、市民福祉の増進につなげられるのではないかと。会派結成は3名→2名でできるように変更してはどうか。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3） 			
	災害時の対応	第6条	議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。	【運用基準3】災害時の対応	<公明党議員団>今後、タブレット端末を生かした災害報告の拡充・充実。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2	議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。 (R3一追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3） 			
第3章 市民参加及び市民との連携	市民参加及び市民との連携	第7条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2	議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・議会報告会の開催（※第8条1にも記載） ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編） ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施（H27） ・議会バックボードの作成（H27） ・無料アプリ「マチイロ」（i広報紙）の運用開始（H28～） ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応（H29） ・常任委員会（議案審査）の録画配信（R3.9～） 			

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
市民参加及び市民との連携	第7条	3	議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 参考人制度の活用 H25：4回（常任委員会・決算特別） H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） H28：1回（常任委員会） H30：1回（常任委員会） ※R1以降なし（意見交換会として実施） 	<緑風会>参考人制度をさらに活用すべき。より幅広い意見を聞く必要がある。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		4	議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定） （H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：5回）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		5	議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） 議員団研修会の公開 議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） 子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3（吉川小、東輝中）） 街頭アンケート、まち歩きトーク（R3） 	<緑風会>幹事長（会派代表者）討論は、一般質問になっていた。討論が必要。 <共産党議員団>議場見学などについては、学校教育の一環で学校ごとに見学に来られることがあるが、一般市民向けにも開放する機会があってもよいのではないか。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） 各定例会後に議会報告&わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） 3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） 議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30） 	<共産党議員団>わがまちトークについては、市民が忌憚なく意見を言って交流できる場になりつつあるところで、新型コロナウイルス感染症の影響で中断しているが、市民同士、市民と議会の意見交換が中心となり、重要な案件や議決のあとで市民から説明責任を求められるような場合は、議会報告にシフトした会が求められる。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	議会報告会等	第8条 2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	<p>【運用基準6】議会報告会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催 （H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3） 	<共産党議員団>議員がファシリテーターとして市民の市政への願いや意見を気軽に出し合えるための進め方を共有し、よりよい意見交換の場になるよう充実させたい。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第4章	議会と市長等の関係		議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。			
		第9条 (1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	<p>【運用基準7】反問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化 	<緑風会>反問権を忠実に守っていただき、反論にならないようにすべき。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
議会審議における論点の明確化	第10条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>		<緑風会>議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準8】予算決算説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「決算に関する主要施策報告書」 ・事前勉強会の実施（R3～） 	<緑風会>議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	政策執行に対する議会の評価	第11条	<p>議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>	<p>【運用基準9】議会の政策評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価を発展して対応 ・評価シートの見直し・変更（R3） 	<共産党議員団>決算審査の事務事業評価の評価シートが見直されたが、点数のつけ方とそれに基づく総合的な評価の仕方は改良の余地が残っているのではないか。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	文書による質問	第11条の2	<p>議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。</p>	<p>【運用基準10】文書質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第11条の3	<p>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準11】決議・請願への対応等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第5章	議会の機能の強化	96・2の議決事項	第12条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準12】議決事項の拡大 ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		調査機関の設置	第13条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準13】調査機関 ・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。 (事例なし)		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。				
3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。							
第6章	議会の運営	第14条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入（H30）	<緑風会>3月議会において、各常任委員会の別日開催が必要。もっと余裕を持った日程調整が必要。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。					
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。	【運用基準14】議員間の討議 ・議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化（H28）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） ・委員会 ＜環境厚生常任委員会＞ H29（子どもの貧困について提言） ＜総務文教、産業建設常任委員会＞ R2（新型コロナ対策に係る提言） ＜公共交通対策特別委員会＞ R2（デマンド交通に係る提言） ＜産業建設常任委員会＞ R3（農林業施策、観光施策に係る提言） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第16条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任 	＜新清流会＞ 非常時（コロナ濃厚接触者となり自宅待機となった場合など）の会議出席について、ズームなどSNSを活用しての出席の扱い方を条件整備すべきではないか。 ＜公明党議員団＞コロナ禍等で、本人が感染、または濃厚接触者となった場合、リモートでの参加も出席と認める。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。	【運用基準15】政策研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本条例に規定（H28） ・議会の活動に位置付け（R3） H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3-R4：12名＜現11名＞（LGBTQ+） （※第15条3に記載） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第17条	2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 (R3一部改正等)				
広報広聴の充実	第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準16】広報広聴の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴特別委員会の設置（H23～） ・広報広聴会議の設置（H25～） ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設（H26.4～） ・議会ホームページのリニューアル（R3） （※取組の詳細は第7条2に記載） 	＜緑風会＞議会の広報広聴機能と発信力強化のため、必要であれば費用を計上すべき。 ＜共産党議員団＞過去の様々な経緯を経て現在の「広報広聴会議」という形が継続しているが、今後の活動や組織の在り方については、検証することも必要ではないか。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議員研修の充実	第19条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	<p>【運用基準17】議員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・全国都市問題会議参加の見直し (R3) 	<p><緑風会>全国都市問題会議への参加を見直したが、議員研修費に入れるのか、政務活動費に計上するのかを検討。</p> <p><共産党議員団>引き続き、よりよい研修の在り方について議論する必要がある。</p> <p><公明党議員団>リモートによる議員研修会も可能とする。また、議員が出席できない場合、リモートによる参加を出席と認める。</p>	<p>新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		議会事務局	第20条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		<p><緑風会>LGBTQ+政策研究会を例に挙げても、政策形成を向上させるには、事務局の調査・法務機能充実のための予算配置、人員配置がさらに必要であると考ええる。</p>	<p>4会派：A ※意見あり</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2	議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。		<p>4会派：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第21条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例の制定 (H20.3) 		<p>4会派：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		2	議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
	議員定数	第22条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の検討 (H26) →定数2人削減 	<p><緑風会>議員定数を削減した平成26年から人口減である。人口ベースで定数24名→20名にすべき。今期での改正議論を望むが、遅くとも来期(18期)中には、人口にあった定数削減の議論と結論を出すべきである。</p>	<p>4会派：A ※意見あり</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
2		議員定数は、別に条例で定める。						
議員報酬	第23条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の検討 (H26) →現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活 (H28) ・期末手当の減額 (R2) 	<p><緑風会>議員報酬は、報酬審議会に諮った上で金額変更を行うべきである。</p>	<p>4会派：A ※意見あり</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
		2					議員報酬は、別に条例で定める。	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	政務活動費	第24条	<p>政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p>				
			<p>2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費運用基準に沿った運用 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。</p>	<p>【運用基準18】政務活動費の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載(R3) 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第8章	最高規範性及び検証等	第25条	<p>この条例は、議会における最高規範である。</p>			新清流会：対象外 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第26条	<p>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>【運用基準19】条例の検証及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期中間年及び最終年に議運で実施(前回：R2.6~10(任期中間年に実施)※条例改正はR3.3) 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他